

上落合中央・三丁目地区

まちづくりガイドラインを策定しました！

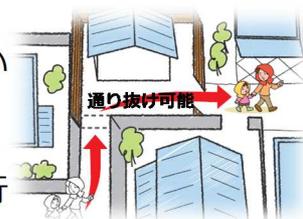
平成28年7月14日のまちづくりの会において、「上落合中央・三丁目地区まちづくりガイドライン」を取りまとめました。このガイドラインは、まちづくりの基本方針「共に生活する住民が一致団結して、わがまちを被災ゼロのまちにしたい」の実現を目指して、地区にお住いの皆さんや新たに建物を建てる事業者の方々と一緒に取り組んでいきたいルールを取りまとめたものです。

■ガイドラインの主な内容

→詳細は別添のガイドラインをご覧ください

安全な空間を確保するための取り組み方針

- ① 避難経路、消火・救助活動の空間を確保する
- ② 建物を後退した部分には通行の障害になるものを置かない
- ③ 通行の支障になる電柱は後退させる
- ④ 沿道の塀などの工作物を安全にする
- ⑤ 行き止まりの道で通り抜けられる空間があるところは通行可能にする（避難経路を増やす）



ルールの検討にあたっては、まちづくりの会で議論を重ね、まち歩きによる地域点検を行い、アンケート調査や説明会で地域の皆さんのご意見もとりにいれて策定しました。

■検討の経緯

平成26年度
まちづくり
の会
検討開始
(7月～3月)

平成27年8月
まち歩き
(電柱・行き止
まり・ブロック
塀等の点検)

平成28年3月
ガイドライン
素案の説明会
を開催

平成28年3月
防災まちづくり
に関する
アンケート
実施

平成28年7月
まちづくりの
会にてガイド
ライン策定

運用
開始



より多くの方に周知するために、ガイドラインの完成版は本瓦版とあわせて全戸配付し、区役所の窓口には概要版を置いて事業者の方へ周知していきます。

お住まいの皆様や今後地区内で開発や建築等をされる方が、このガイドラインを尊重していただけるよう望みます。

まちづくりの会の開催報告

(平成 28 年 7 月 14 日開催)

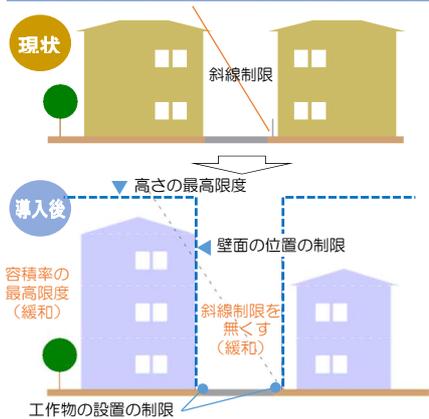
まちづくりの会では、主要な避難経路（まちづくりガイドライン参照）を対象として、「地区計画」による建替えルールについて検討を進めています。

※「地区計画」による建替えルール

建替えの際に、敷地内で建物を道路側から後退するルールを定めることによって、建物の容積率などを緩和することができる仕組みです。

ルールを導入することによって、防災上有効な道路状空間を確保することを目的として検討しています。

地区計画による道路空間の確保(イメージ)



まちづくりの会の体制が変わりました

代表に谷口氏（上落合三丁目町会会長）、副代表に中村氏（上落合中央町会会長）が就任しました



地域の皆様には、日頃よりまちづくり活動へご理解とご協力いただきありがとうございます。会では「燃えにくいまち」そして「避難しやすいまち」の実現に向けて「まちづくりガイドライン」をまとめました。今後も安全・安心なまちづくりへのご支援をよろしくお願ひします。

谷口 俊顕

新たな助成制度が始まりました！

「木造住宅の不燃化建替え費用等の助成」

区は、木造住宅密集地域の改善のため、木造住宅の不燃化建替え費用等の助成を開始しました。助成の対象地区は、当地区における新たな防火規制の指定区域となります。

助成対象事業	○木造住宅の耐火建築物・準耐火建築物への不燃化建替え工事 ○木造住宅の除却（取り壊し）工事	
助成対象者	○建築物の所有者又は所有者の承諾を得ている者（所有者が複数いる場合は、全員の承諾が必要） ・個人の場合は、区市町村民税を滞納していないこと ・法人の場合は中小企業者であること	
助成額※	□不燃化建替え	・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたもの：上限額 300 万円 ・昭和 56 年 6 月 1 日以降に着工されたもの：上限額 100 万円
	□除却	・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたもの：上限額 50 万円

※助成額は補助対象事業費×3/4 以内の額になります。他にも、助成要件等があります。詳細については、事前に下記までお問い合わせください。

■助成制度のお問合せ先 都市計画部 防災都市づくり課 電話：03-5273-3844(直通)
新宿区役所本庁舎 7 階 15 番(新宿区歌舞伎町 1-4-1)

■本瓦版全般についてのお問合せ先

事務局：新宿区 都市計画部 景観・まちづくり課(高松、須藤、河森)
〒160-8484 新宿区歌舞伎町 1-4-1 本庁舎8階
電話：03-5273-3569(直通) FAX:03-3209-9227 Eメール: keikan@city.shinjuku.lg.jp